

目次

憲法

日本國憲法……………三

第一編 健康保險関係

健康保險法……………一七

健康保險法施行令……………一七

健康保險法施行規則……………一三

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選
定療養……………三九

健康保險法第二百二十九条第二項第二号及び第三百十五
条第三項の規定に基づき厚生大臣の指定する疾病……………二四〇

健康保險及び国民健康保險の食事療養標準負担額及び
生活療養標準負担額……………二四〇

健康保險法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚
生労働大臣が定める医療に関する給付……………二四〇

健康保險法施行令第四十一条第九項の規定に基づき厚
生労働大臣が定める治療及び疾病……………二四〇

健康保險法施行規則第九十八条第十一号及び船員保險
法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生
労働大臣が定める医療に関する給付……………二四四

健康保險法施行規則第一百六条第一項第八号及び第七
条第十号並びに船員保險法施行規則第九十六条第一
項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生
労働大臣が定める医療に関する給付……………二四五

健康保險法施行規則第一百六条第二項第三号及び第八
条第七号並びに船員保險法施行規則第九十六条第二
項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生
労働大臣が定める医療に関する給付……………二四七

第二編 厚生年金保險関係

厚生年金保險法……………二五

厚生年金保險法（抄）（昭和60年改正前）……………四九三

厚生年金保險法施行令……………四九六

厚生年金保險法等の一部を改正する法律の施行に伴う
経過措置に関する政令……………五五

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保險
法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保
險の保險給付等に関する経過措置に関する政令……………六〇

厚生年金保險法施行規則……………七四

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生
年金保險法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚
生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省
令（抄）……………八九

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令……………三六

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令……………四五

第三編 船員保険関係

船員保険法……………七九

船員保険法施行令……………〇三九

船員保険法施行規則……………〇七五

船員法（抄）……………二五七

船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令……………二五九

第四編 国民健康保険関係

国民健康保険法……………二六五

国民健康保険法施行令……………二三八

国民健康保険法施行規則……………三〇一

第五編 国民年金関係

国民年金法……………三五一

国民年金法（抄）（昭和60年改正前）……………四七三

国民年金法施行令……………四八三

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（抄）（昭和六一年）……………五三三

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年）……………一五六

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年）……………一六一

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令……………一六六

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令……………一六六

国民年金法施行規則……………一六八

老齢福祉年金支給規則……………一七六

国民年金基金令……………一七六

国民年金基金規則……………一七六

第六編 社会保険関係参考法規

社会保険審査官及び社会保険審査会法……………一六八

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令……………一七一

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則……………一七六

確定拠出年金法……………一七六

確定給付企業年金法……………一八〇

年金積立金管理運用独立行政法人法（抄）……………一八三

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（抄）……………一八六

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（抄）……………一八四

日本年金機構法……………一八七

目次

第七編 児童手当及び高齢者福祉関係

児童手当法	一九七三
児童手当法施行令	一九八
平成二十四年度における平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法並びに児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令	一九五
児童手当法施行規則	一九六
平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律	二〇四
平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法	二一〇
児童扶養手当法	二〇三
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	二〇三
子ども・子育て支援法（抄）	二〇九
高齢者の医療の確保に関する法律	二四四

年金生活者支援給付金の支給に関する法律	一八九
年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令	一八九
年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則	一八九
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時の特例等に関する法律	一九四
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時の特例等に関する法律施行令（抄）	一九五
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時の特例等に関する法律施行規則	一九六
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律	一九八
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（抄）	一九五
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則	一九七
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律	一九七
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令	一九三
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則	九五
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令	九六
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令	九六

高齢者の医療の確保に関する法律施行令	二〇九六
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	二二五〇

介護保険法	二二九〇
-------	------

介護保険法施行令	二三九〇
----------	------

介護保険法施行規則	二四一八
-----------	------

第八編 労 政 関 係

労働組合法	二五五一
-------	------

労働組合法施行令	二五六四
----------	------

労働関係調整法	二五七〇
---------	------

労働関係調整法施行令	二五七五
------------	------

労働委員会規則	二五七八
---------	------

中小企業退職金共済法	二六〇六
------------	------

勤労者財産形成促進法	二六四四
------------	------

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律	二六六七
-----------------------	------

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則	二六九〇
---------------------------	------

分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針	二六七三
--	------

第九編 労働基準関係

労働基準法	二六九〇
-------	------

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（抄）	二七三三
--	------

労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令	二七四四
---	------

労働基準法施行規則	二七五五
-----------	------

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（抄）	二七四〇
--	------

労働基準法第十八条第四項の規定に基づき使用者が労働者の預金を受け入れる場合の利率を定める省令	二七四三
--	------

労働基準法の災害補償に相当する給付に関する法令を指定する省令	二七四二
--------------------------------	------

労働基準法第十二条第七項の規定に基づく日雇い入られる者の平均賃金	二七四三
----------------------------------	------

労働基準法第十二条第一項乃至第六項の規定によつて算定し得ない場合の平均賃金を定める件	二七四三
--	------

労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準	二七四四
------------------------------------	------

労働基準法第十八条第四項の規定に基づき使用者が労働者の預金を受け入れる場合の利率を定める省令の一部を改正する省令附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する労働基準法第十八条第四項の規定に基づき使用者が労働者の預金を受け入れる場合の利率を定める省令第二条の規定に基づく平成三十三年度以後の同令第一条第一号の下限利率	二七四五
--	------

労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針	二七四六
--	------

労働基準法施行規則第二十四条の二の二第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務	二七四八
--	------

労働契約法	二七四九
女性労働基準規則	二七五三
年少者労働基準規則	二七五五
事業附属寄宿舎規程	二七五九
建設業附属寄宿舎規程	二七六三
労働時間等の設定の改善に関する特別措置法	二七六五
労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令	二七七〇
労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則	二七七三
賃金の支払の確保等に関する法律	二七七四
賃金の支払の確保等に関する法律施行令	二七七六
賃金の支払の確保等に関する法律施行規則	二七八〇
労働安全衛生法	二七八五
労働安全衛生法施行令	二八六九
労働安全衛生法関係手数料令	二八七四
労働安全衛生規則	二八八三
労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者	二八七〇
石綿による健康被害の救済に関する法律	二八七一
石綿による健康被害の救済に関する法律施行令	二八八五
厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則	二八九〇
じん肺法	三〇〇〇

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置及び関係政令の整備に関する政令（抄）	三〇〇七
じん肺法施行規則	三〇〇八
最低賃金法	三〇一四
最低賃金法施行規則	三〇二〇
家内労働法	三〇二四
家内労働法施行規則	三〇二九
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	三〇三五
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則	三〇四一
労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針	三〇四四
事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用上講ずべき措置についての指針	三〇五二
妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針	三〇六六
深夜業に従事する女性労働者の就業環境等の整備に関する指針	三〇六二
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	三〇六四
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則	三〇九一

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第八条第二号及び第八十七条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める日数	三三三
子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針	三三三
青少年の雇用の促進等に関する法律	三三六

第十編 職業安定関係

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	三三五
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令	三四五
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則	三四六
職業安定法	三六七
職業安定法施行令	三六七
職業安定法施行規則	三六九
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	三三三
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令	三四三
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令	三五四

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則	三三三
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（抄）	三七五
労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律	三七七
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	三七九
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令	三九二
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則	三九四
障害者の雇用の促進等に関する法律	四〇七
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令	四〇三
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則	四〇四
地域雇用開発促進法	四〇六
地域雇用開発促進法施行規則	四〇六
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律	四一七
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令	四一八
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行規則	四一七
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく委託募集に関する省令	四二七

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	三〇七九
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行令	三〇八三
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則	三〇八四
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	三〇八九
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則	三〇九五
事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針	三〇九六
職業能力開発促進法	三〇〇〇

第十一編 労働保険関係

労働者災害補償保険法	三三三七
労働者災害補償保険法施行令	三三五一
労働者災害補償保険法施行規則	三三六二
労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件	三三六八
労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件	三三六八
労働者災害補償保険特別支給金支給規則	三三六〇
雇用保険法	三三六三
雇用保険法施行令	三三六四
雇用保険法施行規則	三三七〇
雇用保険法第三十八条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める時間数	三六四五

雇用保険法第十七条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法	三八四五
雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件	三八四七
雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件	三八四七
雇用保険法第六十一条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるみなし賃金日額の算定の方法	三八四八
雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件	三八四九
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	三八五〇
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令	三八七〇
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則	三八七一
労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の厚生労働大臣が指定する事業	三八九六
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第十三条第二項第一号ただし書の規定に基づく事業の種類及び物	三八九六
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）	三九〇〇
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（抄）	三九〇五
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（抄）	三九一七

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十九条第二項の厚生労働大臣の定める率……………	三九二
---	-----

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十七条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める事業……………	三九三
--	-----

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令……………	三九三
労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令……………	三九五

第十二編 個別労働紛争解決関係

民法（抄）……………	三九二
------------	-----

民事訴訟法（抄）……………	三九一
---------------	-----

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律……………	四〇七
---------------------------	-----

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則……………	四〇九
-------------------------------	-----

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律……………	四二二
----------------------------	-----

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令……………	四二九
-------------------------------	-----

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則……………	四三〇
--------------------------------	-----

労働審判法……………	四三四
------------	-----

総合法律支援法（抄）……………	四三四
-----------------	-----

第十三編 労働関係参考法規

労働保険審査官及び労働保険審査会法……………	四三三
------------------------	-----

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令……………	四四一
---------------------------	-----

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則……………	四四六
行政不服審査法……………	四四九

次世代育成支援対策推進法……………	四六二
-------------------	-----

次世代育成支援対策推進法施行令……………	四六九
----------------------	-----

次世代育成支援対策推進法施行規則……………	四七〇
-----------------------	-----

自動車損害賠償保障法（抄）……………	四八〇
--------------------	-----

自動車損害賠償保障法施行令（抄）……………	四八三
-----------------------	-----

第十四編 社会保険労務士法関係

社会保険労務士法……………	四八七
---------------	-----

社会保険労務士法施行令……………	四八三
------------------	-----

社会保険労務士法施行規則……………	四八四
-------------------	-----

社会保険労務士法別表第二第二号3等の規定に基づく厚生労働大臣が指定する団体……………	四八〇
--	-----

社会保険労務士法第十三条の四の規定に基づき紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務を全国社会保険労務士会連合会に行わせることとした件……………	四四〇
--	-----

第二編

厚生年金保険関係

厚生年金保険法

昭和十九年 五月一日法律第一一五号
(昭和十六年法律第六〇号の全部改正)
最終 令和 四年 六月二七日法律第 六八号
改正

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 被保険者

第一節 資格（第六条―第十八条の二）

第二節 被保険者期間（第十九条）

第三節 標準報酬月額及び標準賞与額（第二十条―第二十六条）

第四節 届出、記録等（第二十七条―第三十一条の三）

第三章 保険給付

第一節 通則（第三十二条―第四十一条）

第二節 老齢厚生年金（第四十二条―第四十六条）

第三節 障害厚生年金及び障害手当金（第四十七条―第五十七条）

第四節 遺族厚生年金（第五十八条―第七十二条）

第五節 保険給付の制限（第七十三条―第七十八条）

第三章の二 離婚等をした場合における特例（第七十八条の二―第七十八条の十二）

第三章の三 被扶養配偶者である期間についての特例（第七十八条の十三―第七十八条の二十一）

第三章の四 二以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例（第七十八条の二十二―第七十八条の三十七）

第四章 厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置（第七十九条）

この法律の目的

管掌

年金額の改定

財政の均衡

財政の現況及び作成

第四章の二 積立金の運用（第七十九条の二―第七十九条の四）
第五章 費用の負担（第八十条―第八十九条の二）
第六章 不服申立て（第九十条―第九十一条の三）
第七章 雑則（第九十二条―第一百一条）
第八章 罰則（第一百二条―第一百五条）
附則

第一章 総則

第一条 この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

第二条 厚生年金保険は、政府が、管掌する。

第二条の二 この法律による年金たる保険給付の額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

第二条の三 厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならない。著しくその均衡を失うと見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

第二条の四 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。

2 前項の財政均衡期間（第三十四条第一項及び第八十四条の六第三項第二号において「財政均衡期間」という。）は、財政の現況及び見通しを作成される年以降おおむね年間とする。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公

実施機関

表しなければならない。
第二条の五 この法律における実施機関は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 次号から第四号までに規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）の資格、第一号厚生年金被保険者に係る標準報酬（第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下この項において同じ）、事業所及び被保険者期間、第一号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第一号厚生年金被保険者に係る国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金の負担、第二号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第一号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務、厚生労働大臣
二 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）の資格、第二号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第一号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第二号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第二号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
三 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第三号厚生年金被保

除者」という。資格、第三号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第三号厚生年金被保険者であつた期間以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第二号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金提出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による提出金の納付、第三号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第三号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会。 四 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。の資格、第四号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第四号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第四号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金提出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による提出金の納付、第四号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第四号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務、日本私立学校振興・共済事業団。 2 前項第二号又は第三号に掲げる事務のうち、第八十四条の三、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九の規定に係るものについては、国家公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が行い、その他の規定に係るものについては、政令で定	用語の定義 適用事業	めるところにより、同項第二号又は第三号に定める者のうち政令で定めるものが行つ。 （要）第二項 政令 令一。 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 保険料納付済期間 国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいう。 二 保険料免除期間 国民年金法第五条第二項に規定する保険料免除期間をいう。 三 報酬 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対価として受ける全てのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。 四 賞与 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対価として受ける全てのもののうち、三月を超える期間ごとに受けるものをいう。 2 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。 第四条及び第五条 削除 第二章 被保険者 第一節 資格 第六条 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。 一 次に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの、イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業、ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業、ハ 鉱物の採掘又は採取の事業、ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業、ホ 貨物又は旅客の運送の事業、ヘ 貨物積卸しの事業、ト 焼却、清掃又はと殺の事業、チ 物の販売又は配給の事業、リ 金融又は保険の事業、ヌ 物の保管又は賃貸の事業、ル 媒介周旋の事業、ヲ 集金、案内又は広告の事業、ワ 教育、研究又は調査の事業、カ 疾病の治療、助産その他医療の事業、ク 通信又は報道の事業、コ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業、レ 弁護士、公認会計士その他の政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業、二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの、三 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員（以下単に「船員」という。）として船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者。以下単に「船舶所有者」という。）に使用される者が乗り組む船舶（第五十九条の二を除き、以下単に「船舶」という。） 2 前項第三号に規定する船舶の船舶所有者は、適用事業所の事業主とみなす。 3 第一項の事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。	
---	--------------------------	---	--

4 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者第十二条に規定する者を除く。）の二分の一以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。 (委) 第一項第一号レ（政令 令一の二） 第七條 前条第一項第一号又は第二号の適用事業所が、それぞれ当該各号に該当しなくなつたときは、その事業所について同条第三項の認可があつたものとみなす。 第八條 第六条第三項の適用事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができる。 2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者第十二条に規定する者を除く。）の四分の三以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。 第八條の二 二以上の適用事業所（船舶を除く）の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。 2 前項の承認があつたときは、当該二以上の適用事業所は、第六条の適用事業所でなくなつたものとみなす。 第八條の三 二以上の船舶の船舶所有者が同一である場合には、当該二以上の船舶は、一の適用事業所とする。この場合において、当該二以上の船舶は、第六条の適用事業所でないものとみなす。 第九條 適用事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。 第十條 適用事業所以外の事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生労働大臣の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができる。 2 前項の認可を受けられるには、その事業所の事業主の同意を得なければならない。 第十一條 前条の規定による被保険者は、厚生労働大臣の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。 第十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となしない。 一 臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船舶を除く。）であつて、次に掲げるもののたゞし、イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつては定めた期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。 イ 日々雇入れられる者 ロ 二月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの 二 所在地が一定しない事業所に使用される者 三 季節的業務に使用される者（船舶所有者に使用される船舶を除く。） ただし、継続して四月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。 四 臨時的事業の事業所に使用される者 ただし、継続して六月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。 五 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者）以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからハまでのいずれかの要件に該当するもの イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。 ロ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第二十二條第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であること。 ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三條に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。 (委) 第五号、厚生労働省令 則九の三、第五号 ロ 厚生労働省令 則九の四、五、第五号 ハ 厚生労働省令 則九の六 第十三條 第九条の規定による被保険者は、適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなつた日に、被保険者の資格を取得する。 2 第十条第一項の規定による被保険者は、同項の認可があつた日に、被保険者の資格を取得する。 第十四條 第九条又は第十条第一項の規定による被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に前条に該当するに至つたときは、又は第五号に該当するに至つたときは、その日）に、被保険者の資格を喪失する。 一 死亡したとき。 二 その事業所又は船舶に使用されなくなつたとき。 三 第八條第一項又は第十一條の認可があつたとき。 四 第十二條の規定に該当するに至つたとき。 五 七十歳に達したとき。	適用除外	資格喪失の時期 資格取得の時期
--	-----------------	---------------------------------------

資格の得喪の確認

異なる保険者たる被
得る種別者の係
喪資格の係

厚生年金保険法 第十五条、第二十条

第十五条 同一の適用事業所において使用される被保険者について、被保険者の種別（第一号厚生年金被保険者、第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者）のいずれであるかの区別をいう。以下同じ。）に変更があつた場合には、前二条の規定は、被保険者の種別ごとに適用する。

第十六条及び第十七条 削除

第十八条 被保険者の資格の取得及び喪失は、厚生労働大臣の確認によつて、その効力を生ずる。ただし、第十条第一項の規定による被保険者の資格の取得及び第十四条第三号に該当したことによる被保険者の資格の喪失は、この限りでない。

2 前項の確認は、第二十七条の規定による届出若しくは第三十一条第一項の規定による請求により、又は職権で行うものとする。

3 第一項の確認については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

4 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失については、前三項の規定は、適用しない。

第十八条の二 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者は、第十三条の規定にかかわらず、同時に、第一号厚生年金被保険者の資格を取得しない。

2 第一号厚生年金被保険者と同時に第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者の資格を有するに至つたときは、その日に、当該第一号厚生年金被保険者の資格を喪失する。

第二節 被保險者期間

第十九条 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに

算入する。

2 被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。ただし、その月に更に被保険者又は国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除

3 被保険者の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

4 前三項の規定は、被保険者の種別ごとに適用する。

5 同一の月において被保険者の種別に変更があったときは、前項の規定より適用するものとされた第二項の規定にかかわらず、その月とは変更後の被保険者の種別の被保険者であつた月（二回以上にわたり被保険者の種別に変更があつたときは、最後の被保険者の種別の被保険者であつた月）とみなす。

第三節 標準報酬月額及び標準賞与額

第二十條 標準報酬月額額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分（次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）によつて定める。

標準報酬月額等級	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級
標準報酬月額	八八,〇〇〇円	九八,〇〇〇円	一〇四,〇〇〇円	一一〇,〇〇〇円	一二八,〇〇〇円
報酬月額	九三,〇〇〇円未満	九三,〇〇〇円以上 一〇一,〇〇〇円未満	一〇一,〇〇〇円以上 一〇七,〇〇〇円未満	一〇七,〇〇〇円以上 一四〇,〇〇〇円未満	一四〇,〇〇〇円以上 一二三,〇〇〇円未満

第六級	一六〇〇〇円	一二三〇〇円以上 一三〇〇〇円未満
第七級	一三四〇〇〇円	一三〇〇〇円以上 一三八〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一三八〇〇円以上 一四六〇〇円未満
第九級	一五〇〇〇〇円	一四六〇〇円以上 一五五〇〇円未満
第〇級	一六〇〇〇〇円	一五五〇〇円以上 一六五〇〇円未満
第一級	一七〇〇〇〇円	一六五〇〇円以上 一七五〇〇円未満
第二級	一八〇〇〇〇円	一七五〇〇円以上 一八五〇〇円未満
第三級	一九〇〇〇〇円	一八五〇〇円以上 一九五〇〇円未満
第四級	二〇〇〇〇〇円	一九五〇〇円以上 二一〇〇〇円未満
第五級	二二〇〇〇〇円	二一〇〇〇円以上 二二三〇〇円未満
第六級	二四〇〇〇〇円	二二三〇〇円以上 二五〇〇〇円未満
第七級	二六〇〇〇〇円	二五〇〇〇円以上 二七〇〇〇円未満
第八級	二八〇〇〇〇円	二七〇〇〇円以上 二九〇〇〇円未満
第九級	三〇〇〇〇〇円	二九〇〇〇円以上 三一〇〇〇円未満
第〇級	三二〇〇〇〇円	三一〇〇〇円以上 三三〇〇〇円未満
第一級	三四〇〇〇〇円	三三〇〇〇円以上 三五〇〇〇円未満
第二級	三六〇〇〇〇円	三五〇〇〇円以上 三七〇〇〇円未満
第三級	三八〇〇〇〇円	三七〇〇〇円以上 三九五〇〇円未満
第四級	四一〇〇〇〇円	三九五〇〇円以上 四二五〇〇円未満

第二五級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第二六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第二八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第二九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第三〇級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満
第三一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

被保険者の資格を
取得した
際の決定

定時決定

2 毎年三月三十一日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の二百に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第一項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

第二十一条 実施機関は、被保険者が毎年七月一日現在に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日）（厚生労働省令で定める者）にあつては、十一月（第二十三条第一項、第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項において同じ）未満である月があるときは、その月を除くに受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

2 前項の規定によつて決定された標準報酬月額は、その年の九月から翌年の八月までの各月の標準報酬月額とする。

改定

3 第一項の規定は、六月一日から七月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第二十三条、第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

(参) 第一項 厚生労働省令 則九の六、

第二十二條 実施機関は、被保険者の資格を取得した者があるときは、次の各号に規定する額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

一月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前一月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

三、前二号の規定によつて算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四、前三号の二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前三号の規定によつて算定した額の合算額

育児休業
終了後
改定

2 前項の規定によつて決定された標準報酬月額は、被保険者の資格を取得した月からその年の八月（六月一日から十二月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

第二十三條 実施機関は、被保険者が現在に使用される事業所において継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額を基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の八月（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

第二十三條の二 実施機関は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号、以下この項において「育児・介護休業法」という。）第二十一条第一号に規定する育児休業若しくは育児・介護休業法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは育児・介護休業法第二十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同項第一号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会議員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八十号、以下この項において「育児休業法」という。）第二十一条第一号の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十号）、第三十一条第一項、同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）（第二条第一項の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第十号）（第二条第一項の規定による育児休業）以下「育児休業」という。）を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業終了日」という。）において育児・介護休業法第二十一条第一号に規定する手その他これに類する者として政令で定めるもの（第二十六条において「子」という。）であつて、当該育児休業等に係る三歳に満たないものを養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経